

令和8年度 国民健康保険税（案）

○ 令和8年度の行田市国民健康保険税の算出方法は以下のとおり。令和8年度より、子ども・子育て支援金分が追加される。

- ・ 子ども・子育て支援分の税率は、埼玉県における標準保険税率等の算定結果に基づき設定。
- ・ 子ども・子育て支援分の1世帯の賦課限度額は、年度内に国の政令において定められる金額を設定する方針。

令和8年度国民健康保険税算出方法（※1）

算出基礎			税率 医療分	税率 後期高齢者支援分	税率 介護納付分（※2）	税率 子ども・子育て 支援納付分	計
所得割	令和7年の総所得金額等 －基礎控除43万円		7.8% (+0.2%)	2.9% (+0.3%)	2.5%	0.3%	13.5%
均等割 (軽減措置あり)	被保険者数 1人につき	18歳以上	42,000円 (+6,000円)	15,000円 (+500円)	15,000円	1,700円 (※3)	73,700円
		18歳未満					57,000円
		未就学児		21,000円	7,500円		
1世帯の賦課限度額			66万円 (+1万円)	26万円 (+2万円)	17万円	3万円（見込） (※4)	112万円（見込）

（※1）上記の算出方法について、国民健康保険税の軽減、減免措置が適用される場合があります。

（※2）40歳以上～65歳未満の方のみ。

（※3）均等割1,600円及び18歳以上均等割100円を合計した金額。

（※4）国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和8年1月15日政令第2号）を参考に、今後、地方税法施行令において規定される見込みの賦課限度額を記載しています。